

# 府教委は職をうばった責任をとれ！ 上告を直ちに取下げよ！

梅原聡さん再任用拒否(実質首切り)賠償を求める裁判で

## 府教委の決定は違法とされ府が敗訴

合理性を欠いた判断への反省もなく、府教委は上告(受理申立)！？

判決で指摘された点の検証、反省もないままに府教委は上告を決めました。これにかかる費用はもちろん府民の税金から支出されます。取り立てた税金はどう使おうと勝手とも思っているのでしょうか。とにかく自分たちは間違っていなかったと最後まで言い続け、判決が出た頃には責任を取るべき者は誰も残っていない、そんな構図が見えてきます。

賠償したとしても、生徒と過ごす時間は戻ってきません！府教委は責任を取れ！

再任用の合否判定は合理性を欠き、裁量権の逸脱濫用にあたる(12/9 大阪高裁判決)

裁判所は府教委に対し、「君が代」不起立で戒告処分を受けた梅原さんが採用を拒否され、同じ年に体罰を繰り返して減給という重い処分を受けた者が採用されている状況について合理的な説明を求めましたが、総合判断というだけで十分な説明ができませんでした。その結果、裁判所はこの状況について「合理性を欠くといわざるを得ない」と断じました。

府教委は、再任用では誰を採用しようが自由だと、制度の意義をはき違えた乱暴な主張をしてきました。しかし、判決では「雇用と年金の接続を図る総務副大臣通知が出ていることや、再任用希望者のほぼ全員が採用されている実情などから、裁量判断が客観的合理性や社会的相当性を著しく欠く場合には、裁量権の逸脱濫用として違法と評価される」とし、この件の判断は違法であるので、府に315万円の損害賠償を行うように命じたのです。

「意向確認」は生徒に答えないように指導している「違反質問だ」!

府が再任用を拒否する大きな理由としたのが「今後、国歌斉唱時の起立斉唱の職務命令に従うか」と問う「意向確認」でした。思想・信条に関する質問は、厚労省の示す公正採用の基本でも、採用選考ではいけない「違反質問」とされ、私たちは生徒への就職指導でも答えないように指導してきました。それは府教委自身がそう指導してきたのです！こんな質問に教師が答えられるわけがありません！

この「意向確認」について府の商工労働部も、いわゆる「違反質問」にあたるとして、府教委に改善の要請を行いました(2017年2月)。府教委はこれを一般的なアドバイスを受けただけで「意向確認」には何の問題もなかったと言いながら、この年の翌年から「意向確認」の文言を「今後上司の職務命令に従いますか」という、思想・信条に関わらないものにこっそりと変更していました。府教委自らが「意向確認」の問題性を認識していたからにはほかなりません。

「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク

Mail: yamadak@nike.eonet.ne.jp HP: <http://www7b.biglobe.ne.jp/~hotline-osaka/>